

長崎県教育委員会学校問題サポートチーム設置要綱

(目的)

第1条 学校（県立学校及び市町立小中高等学校をいう。以下同じ。）などに対する保護者や地域住民等からの様々な要望のうち、対応に苦慮する苦情などに適切に対応するため、「長崎県教育委員会学校問題サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を設置する。

(業務)

第2条 サポートチームは以下の業務を行う。

県立学校又は市町教育委員会からの相談に応じ、問題解決に向けた対処方針を決定し、県立学校又は市町教育委員会に提示するとともに、指導・助言を行うこと。

困難事案の場合等、必要に応じて県立学校又は市町教育委員会へサポートチームのメンバーを派遣し、保護者等との面談など、問題解決に向けた対応を行うこと。

その他、上記 及び に関連する業務を行うこと。

(組織)

第3条 サポートチームのメンバーは以下の職員とする。

専任職員は、総務課法令班参事、義務教育課義務教育班参事、高校教育課高校教育班参事及び児童生徒支援室参事の職にあるものとする。

その他、個別の事例に応じ弁護士、医師、臨床心理士等の助言協力を受けるものとする。

(チームリーダー)

第4条 サポートチームにはチームリーダーを置くものとし、総務課法令班参事の職にある者をもって充てる。

(関係課・室の支援協力)

第5条 サポートチームの業務に対して、教育庁の関係課・室は支援、協力を努めるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 サポートチームは、事案に応じ、児童相談所、福祉事務所及び警察等の関係機関と連携を図りながら、問題解決に努めるものとする。

(庶務)

第7条 サポートチームの庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、サポートチームの運営等に関して必要な事項はサポートチームの協議により定める。

附 則

この要綱は平成19年8月23日から施行する。